

アメリカ合衆国政府及び日本政府による保険に関する措置

1994年10月11日
(於：ワシントン)

「日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組みに関する共同声明」に基づき保険分野における措置に関して行われた協議の結果、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、それぞれ、ここに記述された保険に関する措置を実施することを決定した。

(署名)

栗山 尚一
日本国大使

(署名)

マイケル・カンター
アメリカ合衆国通商代表

I. 目的及び一般的政策

II. 日本の保険分野の改革に対する認識

III. 透明性及び手続上の保護

- (1) 行政手続法の成立
- (2) 一般的に適用される措置の文書化、公表及び標準化
- (3) 州別規制の調和
- (4) 開発利益
- (5) 行政不服申立て
- (6) 諮問機関
- (7) 業界団体への参加
- (8) 保険規制に係る情報へのアクセス
- (9) 届出及び申請に対する手続上の保護
- (10) 自主規制機関

IV. 規制緩和捨置

- (1) 商品及び料率の認可
- (2) 保険事業者及び保険仲介業者に対する免許付与
- (3) 保険仲立人
- (4) 簡易保険
- (5) 国境を越える取引

V. 政府企業

VI. 競争

- (1) 市場条件に関する民間による調査
- (2) 公正取引委員会による調査
- (3) 執行措置
- (4) 独占禁止法第 28 条

VII. 協議

VIII. 措置の実施状況の評価

- (1) データの収集
- (2) 評価

附属書 1 . 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の概説

附属書 2 . 政府企業

I. 目的及び一般政策

- (1) 日米間の新たな経済パートナーシップのための枠組み（以下、「枠組み」という。）は、市場開放及びマクロ経済分野での措置を通じて競争力のある外国の製品及びサービスのアクセス及び販売を相当程度増大させ、投資を増加させ、国際競争力を増進させるとともに、日米二国間の経済面での協力を強化するため、構造及び分野別問題を取扱うことを目標としている。保険分野に関し、この目標を達成するために、この文書、すなわち「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」（以下、「本措置」という。）が採用された。本措置は、競争力のある外国の製品及びサービスの市場アクセスを相当程度妨げる効果を有する、関連の法律、規則及び行政指導の改革、並びに競争力のある外国の保険事業者及び保険仲介業者の市場アクセスの相当程度の改善に向けられたものである。（注）
- (2) 各政府は、経済協力開発機構により採択された「資本移動の自由化に関する規約」及び「経常的貿易外取引の自由化に関する規約」における保険に係るコミットメントを再確認する。
- (3) 各政府は、内国民待遇及び最恵国待遇の原則へのコミットメント、並びにウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書中の保険に係る約束を再確認する。
- （注）本措置において「保険事業者」とは、保険事業に従事する免許を受けた者をいう。

II. 日本の保険分野の改革に対する認識

- (1) 両政府は、「国家行政組織法」第8条に基づき設置された保険審議会が、1992年6月にとりまとめた答申に含まれている提言に基づき、現在、日本国政府が保険分野の法律及び規則の改革に向けて準備を行う過程にあることを認識する。同審議会の下に置かれている法制懇談会は、この改革の法的側面について検討を行い、同審議会は、法制懇談会の報告に基づき、1994年6月に大蔵大臣に対して報告を提出した。日本国政府は、このような法律案を1995年に国会に提出する意図を有する。
- (2) 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対し、保険分野の改革は、保険審議会の答申に盛り込まれている下記の3つの指針に基づき行われていることを伝達した。
- i. 規制緩和及び自由化による競争の促進及び効率の向上
 - ii. 事業の健全性の維持；及び
 - iii. 事業運営における公正と衡平の確保
- (3) 本措置において別段特記されていないかぎり、日本国政府の保険分野の改革努力に関連して検討されている問題に密接に関わる . の措置は、保険改革関連の法改正の施行に伴って実施されることとなる。また、本措置における国内の立法行為に係るすべての措置は、日本の国会の審議に従い、またその審議を予断するものではない。

(4) 上記にかかわらず、日本国政府は本措置におけるその他の措置を保険改革関連の法改正とは独立に、行政上の手段により実施する用意がある。

- i. 行政手続法に関連する措置は、同法施行のための政府全体のスケジュールに従って実施される。
日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、保険分野に関する同法の実施は、現時点では 1994 年 11 月までになされる見込みであることを説明した。
- ii. その他のすべての措置は、可能な場合には保険分野の改革に係る法改正に先立って、迅速に実施される。

III. 透明性及び手続上の保護

(1) 両政府は、処分、行政指導及び申立て処理についての共通の手続を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利と福祉の保護に資することを目的とする行政手続法が、第 128 回国会において成立したことを歓迎する。

(2) 一般的に適用される措置の文書化、公表及び標準化

- a. 日本国政府は、日本における保険事業に関して、行政手続法の定めるところに従い、以下を確認する。
 - i. 保険事業の免許及び新商品・料率の認可に関する基準は、行政上特別の支障が生じない限り、文書化され、公表され、一般に入手可能にされる。
 - ii. 口頭で行われる行政指導は、行政上特別の支障がない限り、要請に基づき書面で行われる。
 - iii. 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し同じ種類の行政指導を行おうとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通する事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。
- b. 上記 a. の i、ii 及び iii において、「行政上特別の支障」は、例外的な状況においてのみ使用されることが意図されている。

(3) 州別規制の調和

- a. アメリカ合衆国憲法の下での連邦主義の原則・に留意し、また米国における保険規制の開始以来保険が州政府レベルで規制されてきたことを認識し、さらに「保険事業は、各州の法律により規律される。」としているマッカラン・ファーガソン法の条項を認識し、アメリカ合衆国政府は全米保険長官会議 (NAIC) による認定プログラム及び

モデル保険法の準備といった方策を通じての州別保険規制の調和促進のための努力を歓迎する。

- b. アメリカ合衆国政府は、認定プログラムの下で、NAIC が NAIC 認定基準に含まれている法律、規則、並びに、規制及び組織に関わる慣行に対する各州の遵守状況を点検するための独立した検査官のチームを選定することに留意する。このチームは NAIC に報告を行い、NAIC は基準の下で州が認定を受ける資格を有するか否かを決定する。現在、37 の州がこのプログラムを通じて NAIC によって認定を受けている。
- c. アメリカ合衆国政府は、NAIC モデル法が、各州間に共通する問題に関して、立法上及び規制上の行動を促進することを目的とし、州毎の努力の重複を避けることを意図していることに留意する。いくつかのモデルは、すべての若しくはほとんどの州で採用されており、したがって、そこには調和をもたらす効果が存在する。いくつかのモデルは、各州が採用し、利用し、又はその個々の必要にあうように修正するためのガイドラインとしての役割を果たしている。あるモデルは、NAIC 財務規制基準に従って州が認定を受けるために、採用することが必要なものであると認識されている。
- d. アメリカ合衆国政府は、NAIC が、各州政府と共にこれらのプログラムにつき、作業を行う努力を継続することを奨励する。

(4) 開発利益

- a. 「開発利益」とは、一定期間中、一定の商品についての他の保険事業者からの申請に対しては認可を与えないという、新商品の開発者に与えられる利益をいう。
- b. 日本国政府は、開発利益が、現在のところ、日本における損害保険分野には存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、今後開発利益が導入される場合には、そのような利益の下での独占使用権の範囲や付与期間を明確化する。「範囲」には、既存の商品に適用される開発利益に対し影響を与えることのないよう、申請のあった商品が既存の商品と十分に異なることを決定する基準が含まれる。

(5) 行政不服申立て

- a. 日本国政府は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法が、日本における保険事業に関して一般的に適用されるすべての「処分」(保険事業免許、新商品及び料率の認可を含む。)に対して適用され得ることを確認する。行政不服審査法及び行政事件訴訟法手続きの一般的説明については、附属書 1 に述べられている。
- b. 公正取引委員会は、1994 年 6 月 30 日に、「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」を発表した。この文書は、行政機関は独占禁止法と相容れない行為を誘発するような行政指導を行うべきではないと述べている云行政指導を受けた何人も、当該行政指導

を受けて採ろうとしている行為が、独占禁止法と相容れるものか否かにつき、公正取引委員会の意見を求めることができる。

(6) 諮問機関

日本国政府が、保険事業に関する目的や機能を持ち、民間部門のメンバーの参加を含むようないかなる審議会、協会、委員会又はグループその他類似の組織を、政府のための正式の諮問機関としての役割を果たすような形で設立し又はこれらの組織に対して定期的に勧告を求める場合、日本国政府は、その機関に対して、可能な範囲で、日本に拠点を持つ関心を有する外国の保険事業者及び保険仲介業者、並びにそれらを代表する協会又はその他の組織が、その会合に出席し陳述書を提出することを認めることを強く要請する。

(7) 業界団体への参加

- a. 日本において、外国保険事業者は、(社)生命保険協会、損害保険料率算出団体等、すべての業界団体に加入することができる。両政府は、(社)日本損害保険協会が、1994年1月に外国保険事業者の協会への加入を可能とすべく定款変更を行ったことを歓迎する。
- b. 日本国政府は、(社)生命保険協会、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出団体及びその他類似の組織が、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対し、各組織が定める規則に従い、同様の会費及びその他の義務に従うことを前提として、国内の会社に与えられるのと同等の権利、特権及び機会を与えていることを確認する。かかる権利、特権及び機会には団体の代表及び管理に関する権利、特権及び機会が含まれる。

(8) 保険規制に係る情報へのアクセス

- a. 現在進められている保険制度改革に関し、保険審議会は、外国保険事業者の意見を聴取してきており、また、大蔵省銀行局保険部は、外国保険事業者と適宜、意見交換を行ってきている。
- b. 日本国政府は、国内の保険事業者及び保険仲介業者とともに、外国の保険事業者及び保険仲介業者に対しても、日本における保険事業に関連し又は影響を与える措置につき、情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会が与えられることを保証する。
- c. 現在進められている制度改革の完了後、日本国政府が適宜実施する保険分野における規制の変更に関連して、外国保険事業者は日本国政府により、公正な競争機会をもたらすような内国民待遇の原則に基づいて、情報へのアクセスが付与される。
以下の方策がこの目的を一層推進することになる。
 - i. 大蔵省による、定期的な交流に関心を有することを表明した外国保険事業者及び外国保険事業者を代表する組織のリストの作成。

- ii. 国内の保険事業者及び組織との間で同様の交流が行われるのと同程度の、上記リストに掲げる外国の保険事業者及び組織との定期的会合の開催及び事前の情報提供。

アメリカ合衆国政府は、外国保険事業者及びその代表組織に対し、大蔵省によって提供される交流のためのこれらの機会を十分に活用することを奨励する。

(9) 届出及び申請に対する手続上の保護

- a. 日本国政府は、特定の情報が国家公務員法で定義する「秘密」に該当するかどうかは、日本の裁判所が最終的に決定しうることを認識しつつ、「秘密」情報には、一般人が通常入手できない、保険事業免許、商品又は料率に関する申請又は届出に関連する情報が含まれること、並びに、かかる情報は、公開することが法的に義務づけられる場合を除き、秘密情報を漏らしてはならないという国家公務員法に基づく国家公務員の義務によって保護されているものであることを確認する。
- b. 日本国政府は、保険事業者が、同時に提出し得る新たな免許又は商品認可の申請書(料率、保険約款及びその他の種類の商品認可申請書を含む。)の数の制限は、法律上も慣行上も存在しないこと、及び当該事業者の既存の申請に対する審査が終了しているか否かに基づいて、保険事業者による追加の申請提出を制限するような要件又は規制上の慣行は存在しないことを確認する。
- c. 日本国政府は、保険事業者が、免許、商品又は料率認可の届出又は申請を行うに当たり、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害又は潜在的な競争上の利害を有している他の保険事業者、業界団体又はその他の第三者と、調整し又は協議する必要はないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合(但し、「特別保険料率」は除く。)政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。
- d. 日本国政府は、免許、商品又は料率についての届出又は申請の受理、審査又は認可は、保険事業者が、当該届出又は申請に関し、それ自体又はその構成員が当該届出又は申請について競争上の利害若しくは潜在的な競争上の利害を有する他の保険事業者、保険仲介業者、業界団体又はその他の第三者と調整し、若しくは協議するか否かに基づき、条件付けられたり遅延されたりすることはないことを確認する。日本国政府は、現行法の下では、損害保険料率算出団体が料率を算定する商品種類に係る料率の申請を保険事業者が行う場合(但し、「特別保険料率」は除く。)政府が当該保険事業者に対し損害保険料率算出団体への照会を勧告することができることに留意する。

(10) 自主規制機関

- a. 日本国政府は、(生命保険協会、損害保険協会のような)法制懇談会報告に記載のものを含む保険分野における「自主規制機関」に関し、以下を確認する。

- i. かかる機関への加入は任意であり、その運営は、それぞれの機関の定款及び規約に従って行われ、また、日本国政府は、かかる機関に対しいかなる権限も委任しない。
- ii. 提案される法律において自主規制機関に関する条項を規定する目的は、提案される法律の下で、かかる機関の業務範囲及び大蔵省による監督を明確かつ透明にすることにある。
- iii. 法制懇談会報告は、以下のことを勧告するものではない。
 - 法律が、自主規制機関に対して、独禁法に抵触するような業務を行うことを指示すること。
 - 法律が、自主規制機関を独禁法の適用から除外し又は免除すること。

日本国政府は、国会に提出される法案の作成にあたり、上記の点を尊重する。

- iv. 法制懇談会報告に記載された、自主規制機関による指導、勧告、「調査」、苦情の解決は、勧告的及び/又は任意のものである。保険事業者が、かかる措置に従うこと又は参加することはそれぞれの選択の問題であるが、従わないこと又は参加しないことによって、直接的又は間接的に、自主規制機関によって制裁を受けることはない。しかし、自主規制機関の定款又は規約は、定款又は規約に示された組織の倫理的な基準を満たさないメンバーに対して、メンバー資格を否定若しくは取り消し又はより厳格でない他の措置をとる権利号保持することができることに留意する。
 - v. 日本国政府は、保険分野の監督官庁である大蔵省を通じて、自主規制機関の活動が、開放的、無差別的及び透明な方法で行われ、また自由な事業活動を不当に阻害することがないように強く勧告する。さらに、大蔵省は、自主規制機関の非会員からの申請及びその他の要請を会員からのものと同様に扱う。
- b. 公正取引委員会は、保険分野を含むあらゆる産業における、自主規制機関を含む事業者団体による独占禁止法違反行為に対し、引き続き厳正に対処し、かつ、それらの活動を引き続き監視する。

IV. 規制緩和措置

(1) 商品及び料率の認可

- a. 保険商品及び料率に係る規制については、利用者の立場からは、競争の促進と効率の向上を通じ、より安くより長い商品が提供されることが望ましいが、商品の安定的な供給の確保、同様の立場にある契約者の間での同一の保険事業者による公正さの確保、

保険業界のソルベンシーの維持、及び債務不履行、詐欺、欺罔からの消費者その他の保険金請求者の保護等の適切な健全性確保のための措置を維持することもまた必要である。

- b. 日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対して、改革の方向を明確にしつつ、必要に応じて適切な経過措置を講じながら、保険商品及び料率の認可手続の段階的な自由化を含めて、日本の保険制度の規制緩和を行う意図を有していることを伝達した。保険制度改革の広義の意味において、商品及び料率自由化の目的は、特に、保険契約者のニーズ及び需要に基づく商品の多様性及び販売を認めつつ、日本の消費者の利便のために、保険事業者間の競争を促進しかつ事業の効率を高めることにある。特に、以下の措置が、c. に記述されたスケジュールにより行われる。
- i. 日本国政府は、審査用件の緩和及び期間の短縮、「ファイル・アンド・ユース」制のような迅速な認可審査制度の専入、並びにその他の可能な方策を通じて、保険商品及び料率の認可のための申請審査手続を迅速化し、簡素化する。迅速化された認可制度の下では、保険事業者が、他の保険事業者に対して取得認可された商品と本質的に同じ商品の認可を申請した場合、大蔵省は、その申請を迅速に審査する。ファイル・アンド・ユース制の下では、大蔵省は一定の商品をファイル・アンド・ユースに適するものとして認可する。それ以降、大蔵省がその商品の引受を認可した会社は、その商品の変更を、ファイル・アンド・ユースの下で行うことができる。すなわち、当該会社は、商品の変更を大蔵省に届け出て、却下されない限り、一定の短い期間の後に変更した商品の使用を開始することができる。
 - ii. 損害保険の料率については、現在、一定料率、範囲料率、標準料率、及び自由料率がある。日本国政府は、標準料率及び自由料率が適用される商品の種類若しくは危険区分を、適切な保険契約者の保護及び適切かつ合理的な健全性の確保のためのその他の措置の公平な適用と両立させることが可能な範囲で拡大する。
 - iii. 外国保険事業者は、日本における商品認可申請に援用するため、日本国外で収集された統計その他のデータを、個別に監督当局により関係があるとみなされた場合には、使用することが認められる。
 - iv. 両政府は、保険審議会が、保険契約者保護の観点から問題が生じる恐れのない商品分野又は危険区分に対して、保険料率及び商品の審査及び認可又は却下のために「届出制」の導入を勧告したことを認識する。日本国政府は、特定の商品分野又は危険区分について届出制を施行するか、または行政による施行を認める法案を国会に提出する意図を有する。仮に、国会が、届出制の行政による施行を認める場合には、日本国政府は、特定の危険区分について届出制を施行する。
- c. 上記措置の実施は、以下のとおりとする。

第一段階：b. の . . . 及び . . . に関する措置は、保険制度改革法の施行前に、また可能な場合には、1994 年中に実施される。

例えば、

- ファイル・アンド・ユース制が、クレジット・カード盗難保険、ボイラー保険及び機械保険に適用される。
- 日本国外で収集されたデータが、長期障害所得補償保険商品の認可申請に援用されることが認められる。
- 迅速化された認可制度が、既に認可された商品と本質的に同じ商品の認可に適用される。
- 標準料率が、火災保険工場物件の地震拡張担保特約に適用され、また、自由料率が火災保険工場物件の風水災拡張担保特約に適用される。
- 火災保険の大規模企業物件に適用される特定割引率に関しては、適用下限金額が引下げられ、割引率の相当程度の引上げが行われる。

第二段階：届出制は、保険制度改革関連の法改正の施行時に導入される。この段階において、届出は、船舶、貨物及び航空危険を含む、一定の大規模な企業危険に適用される。引き続き事前認可制の対象とされる保険種類に関しては、ファイル・アンド・ユース制の適用範囲の更なる拡大、標準料率及び自由料率の更なる拡大、並びに包括保険商品の利用の拡大と特定の要諦に対する迅速な認可についての検討が行われる。

例えば、

- ファイル・アンド・ユース制が、コンピューター総合保険、動産総合保険及び会社役員賠償責任保険に適用される。
- 標準料率が、金融機関包括補償保険に適用される。
- 自由料率が、旅行小切手総合保険に適用される。
- 大蔵省は、火災保険の大規模企業物件に「アドバイザリー・レート」制度を導入する意図を有する。
- 大蔵省は、免責金額の特約を付帯することのできる火災保険の大規模企業物件の最低保険金額を引下げ、これに応じて関連部分の付表を調整する意図を有する。

第三段階及びその後の段階：届出制の適用は、保険制度改革関連の法改正の施行後合理的な期間内に、家賃信用保険及びその他の信用保険を含む、日本国政府が適切と考えるその他の危険区分に拡大される。これに続き、いずれの危険区分もあり得べき規制緩和から必ずしも除外することなく、上記に該当しない措置に関

し、日本国政府が適切と考える商品及び料率の更なる規制緩和が行われる。

- d. 生命保険及び損害保険会社の「第三分野」への相互乗入れ（注）に関し、大蔵省は、中小事業者及び外国保険事業者の第三分野への依存度が高いこと、また、これらの中小事業者及び外国保険事業者が第三分野における消費者の特定のニーズに対応する努力を行ってきたことに配慮しつつ、生命保険及び損害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、そのような自由化が実施に移されないようにする意図を有する。更に、第三分野における商品の新規のあるいは拡大された導入については、第三分野の経営環境に急激な変化がもたらされるか否かは中小事業者及び外国保険事業者が、担保危険に基づき、料率、約款及び商品販売を差別化できる柔軟性を通じて、生命保険及び損害保険分野の主要な商品区分において同等の条件で競争できるような、十分な機会（即ち、合理的な期間）をまず得られるか否かに依存していることを認識しつつ、そのような急激な変化を避けることが適当である。

（注）「相互乗入れ」とは、生命保険会社が、現在第三分野において損害保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できること、また損害保険会社が、現在第三分野において生命保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できることを意味する。

（２）保険事業者及び保険仲介業者に対する免許付与

- a. 日本国政府は、保険事業のための免許申請は、行政手続法号含む行政手続に関する法律に従って処理されることを確認する。
- b. 日本国政府は、設立時の免許申請に係る標準的な審査期間を定め、それを公表するよう最大限の努力を行う。
- c. 申請が到達したときは、日本国政府は遅滞なく審査を開始する。
- d. 申請を却下する場合には、日本国政府はその理由を提示するよう最大限の努力を行う。
- e. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、他の金融分野に適用される類似の要件を勘案しつつ、申請者の財産的基礎及び経営者の適格性等に係る要件を含め、設立時の免許に係る基準を法律又は規則に定める意図である。
- f. 日本国政府は、外国保険事業者が日本において保険事業を営む免許付与の条件として、日本において未だ提供されていない保険商品の導入を要求されることはないことに留意する。
- g. アメリカ合衆国政府は、連邦主義の原則、米国における州政府による保険規制の長い歴史及びマッカラン・ファーガソン法を認識しつつ、また、健全性に関する懸念に対処する一方で保険市場の一層の国際化を求める監督当局の関心に留意しつつ、
- i. NAIC が 1993 年 10 月に他州で拠点免許を得ていない米国外の保険事業者の米国

への新規進出に関するモデル法を採用したことを歓迎し、NAIC がこの問題に関し関係州当局と共に努力を続けること又は適当な場合には努力を一層強化することを奨励する。

- ii. 監督当局は保険事業者により完了された申請に対し合理的な期間内に行政判断を下すべきであるという観点から、保険事業者の免許申請審査に要する期間の問題に関し、適切である場合には、NAIC が検討を行うことを歓迎する。
- iii. 外国保険事業者の取締役についての米国市民要件問題に関して各州と見直しを行うとの NAIC の努力を歓迎し、NAIC が、この問題には努力を一層強化することを奨励する。
- h. 日本国政府はアメリカ合衆国政府に対して、認可される保険種類、信託財産の要件、法定供託金の要件、送金制限及び再保険信託勘定に関する外国保険事業者に対する異なった州規制が、外国保険事業者の米国保険市場への参入能力に影響を与えるとの懸念を表明した。

(3) 保険仲立人

- a. 保険仲立人の役割は、利用者と保険事業者の間の仲介業者として働き、利用者が自らのニーズに最も適した保険商品を選択することを助けるよう尽力することにある。
- b. 日本国政府は、仲立制度の導入により、保険利用者に対し保険商品に関する客観的な助言が提供されることを期待する。仲立人の目的は、生命保険募集人や損害保険代理店の目的とは異なる。日本国政府は、仲立制度の導入が販売チャネルの多様化をもたらし、日本の保険市場における販売競争を促進することを期待する。したがって、保険制度改革の一環としての所要の法改正を経て、賠償資力の確保に係る規制及び代理店との兼官禁止を含む適切かつ合理的な健全性確保のための措置の公正な適用の下、保険仲立人は、日本において拠点役を立し、保険事業を営むことが可能となる。

(4) 簡易保険

- a. 日本国政府は、郵政省による日本における保険事業に関する現行の法制について、次の通り確認する。
 - i. かかる保険事業は、日本における民間保険事業者による保険事業を管掌する法律とは独立した法律に従って行われるものであること。
 - ii. 現在、この法律は郵政省が 11 の基本保険商品を提供することを認めており、郵政省は、これら 11 の基本保険商品の合計 25 の変型商品を提供していること。また、この法律は、郵政省がこれらの商品の特約条項を提供することを認めていること。

- iii. 法律で認められた商品及び特約条項の範囲内での限定的な変更を除き、郵政省により提供される保険商品又は特約条項の拡張又は変更は国会の承認を要すること。
 - iv. 民間分野を対象とする現在進行中の保険制度改革は、郵政省による保険事業に関する法改正とは別個のものであり、これを対象としないこと。したがって、保険制度の改革過程の完了自体は、郵政省が国会により提供を認められている保険商品又は特約条項の拡張をもたらすものではないこと。
- b. 郵政省は、主として疾病、傷害及び介護の保障に係る保険商品について、その拡大又は変更のための法律改正を国会に求める提案の作成に関し、日本における外国保険事業者が、その要請に基づき、情報を与えられ、意見を述べ、郵政省職員と意見交換するための実質的かつ公正な機会を与えられることを保証する。

(5) 国境を越える取引

- a. 日本国政府は、保険制度改革の一環として、日本国籍の航空機及び国際海上運送に使用される日本国籍の船舶に対する国境を越える保険取引を自由化する意図を有する。
- b. 宇宙空間への打上げ及び運送荷物（衛星を含む。）については、保険制度改革とは別個に所要の措置がとられる。
- c. 日本国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、日本国内で運送される貨物に係る保険契約についての留保等の留保を掲げた。

V. 政府企業

- (1) 日本国政府は、附属書 2 に記載された政府企業に対し、外国保険事業者によるその保険プログラムへのアクセスを認めること、また参加保険事業者間での保険料の配分を公正、透明、無差別かつ競争的な基準に従って行うことを確保することを奨励する。
- (2) アメリカ合衆国政府は、ウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の結果を収録する最終文書において、保険に係る約束に関し、支店は米国連邦政府の契約のための保証証券の提供を認められていないとの事実についての留保を掲げた。

VI. 競争

(1) 市場条件に関する民間による調査

- a. 日本国政府は、系列関係に一定の経済合理性を有する側面があることを再確認する。ただし、第一に、「系列」関係として言及される取引関係のある種の側面は、反競争的取引慣行を生じさせ、海外直接投資を妨げるような影響を及ぼし、差別的グループ

取引を促進することがあり得ること、第二に、「機関代理店」は競争力ある外国保険事業者の日本の保険市場へのアクセスを相当程度妨げることがあり得ることについての外国保険事業者の懸念に留意しつつ、両政府は、国内の及び外国の保険事業者に対して、以下の要請を行う。

- i. 「系列」関係の問題を討議し、日本の保険市場における系列内取引の程度と影響の調査を行う独立研究機関を共同で選定すること、及び
 - ii. 機関代理店の問題を討議し、必要と認められる場合には、この問題を独立研究機関によって行われる上記の調査に含めること。
- b. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対して、独立研究機関が日本の保険市場に特有な「系列」関係を分析するに際し情報を与え、かつこのような分析を行うことを認めること、また適当な場合には、日本の保険市場についての包括的、有益かつ厳格な調査を行うことを確保することを要請する。
 - c. 両政府は、外国の及び国内の保険事業者に対し、1994年12月15日までに、上記の調査を実施する独立研究機関の名称を両政府に報告するよう要請する。両政府は、右調査が1995年4月1日までに完了することを期待し、外国の及び国内の保険事業者に対し、この期待を実現するためにあらゆる可能な努力を行うよう要請する。

(2) 公正取引委員会による調査

公正取引委員会は、保険改革関連の法改正の実施後、右の法改正の実施以降見られる進展、上記の民間による調査及びその他の関連事項等の要因を適切さに応じて勘案しつつ、競争政策上の観点から、合理的な期間内に日本の保険市場に関する調査を行う用意がある。

(3) 執行措置

- a. 日本国政府は、保険分野を含むすべての産業において、適当な場合には市場構造その他の要因に照らして、独占禁止法違反を構成する私的独占、不当な取引制限 又は不公正な取引方法等の慣行に対して独占禁止法を厳正に執行するとのコミットメントを確認する。
- b. 日本国政府は、保険審議会答申に留意しつつ、1995年度までに、保険業法に規定されている独占禁止法の適用除外制度の見直しを行う。

(4) 独占禁止法第28条

両政府は、独占禁止法第28条に基づき、公正取引委員会は独立してその職権を行使するものであることを理解する。

VII. 協議

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、毎年又はいずれかの政府の要請に基づき随時、

本措置の実施状況を検討し、必要に応じ、保険に関するその他の問題につき討議するために会合を開催する。

VIII. 措置の実施状況の評価

(1) データの収集

日本に関する以下の情報が毎年一回提出される。

- a. 次の i.及び ii.について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率 及び保険事業免許の認可件数、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可件数
 - i. 外国保険事業者；及び
 - ii. 国内の保険事業者
- b. 次の i.、 ii.及び iii.について、生命保険分野及び損害保険分野における新商品、新料率及び保険事業免許の認可比率（申請又は届出の件数に対する認可された件数）、並びに、主として疾病、傷害又は介護の保障に係る第三分野の新商品の認可比率
 - i. 外国保険事業者；
 - ii. 国内の保険事業者；及び
 - iii. すべての保険事業者
- c. 次の i.及び ii.について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料
 - i. 外国保険事業者；及び
 - ii. すべての保険事業者

米国に関する以下の情報が毎年一回提出される。

- a. NAIC の認定プログラムにより認定を受けた州の数
- b. モデル法を含む NAIC の調和提案の内容及び説明
- c. 次の i.及び ii.について、生命保険分野及び損害保険分野における総保険料
 - i. 外国保険事業者；及び

ii. すべての保険事業者

データの収集に関し、「外国保険事業者」とは、支店形態のものを含め、外国の株主により50%以上の株式が保有されている保険事業者をいう。

(2) 評価

本措置の実施状況の評価及び達成された進展の評価は、以下の定性的及び定量的基準の総合的な検討に基づいて行われる。これらの定性的及び定量的基準は一体として考慮され、いずれの一つの基準も措置の評価又は達成された進展の評価において決定的なものではない。これらの基準は数値目標を構成するものではなく、むしろ . に掲げる枠組みの目標及び本分野の目標に向けて達成された進展を評価するために使用される。

a. 定性的基準

- i. 日本における基準及び措置についての透明性及び入手可能性、並びに日本において外国保険事業者が、保険事業に関する問題について情報を与えられ、意見を述べ、政府職員と意見交換し、また、会合に出席し、諮問機関に陳述書の提出を行うための実質的かつ公正な機会；
- ii. 他の保険事業者又は保険仲介業者との調整又はこれらへの情報開示を要求され又は助言されたりすることがないことを含め、日本における申請及び届出の迅速かつ公正な審査；
- iii. 免許申請の審査に関する問題を含め、本措置の中に示された米国市場についての問題に関し NAIC を奨励するというアメリカ合衆国政府の努力；
- iv. 市場条件及び取引慣行の一定の側面から生じる日本における市場アクセスに対する障害について、仮にかかる障害がある場合には、それに対処する変化；
- v. 本措置により創られた新たな機会を利用する外国の保険事業者及び仲介業者による努力；及び
- vi. 本措置に含まれているその他の措置の実施状況

b. 定量的基準

競争力のある外国保険事業者の市場アクセスの相当程度の改善に対処するとの観点から、

- i. 外国の及び国内の保険事業者について、日本の生命保険分野及び損害保険分野における新商品又は改定商品及び料率の認可件数及び認可比率の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；

- ii. 日本における外国保険事業者について、保険料の総額及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率；及び
- iii. 日本におけるすべての保険事業者の総保険料に対する外国保険事業者の総保険料の割合、及び適切な場合には市場の分野毎の保険料の割合の、ある報告期間から次の報告期間への変化及び変化率

(附属書 1)

行政不服審査法 (1962 年法律第 160 号) 及び行政事件訴訟法 (1962 年法律第 139 号改正) の概説

- (1) 行政不服審査法の下では、行政機関の処分、不作為、又は決定に関し、不服のある者は、行政機関に対し不服を申立て、また違法性又は裁量権の乱用の審査及び是正を得ることができる。不服申立ての種類としては、異議申立て、審査請求、再審査請求がある。
- (2) 行政機関は以下の場合においては、教示をしなければならない。
- a. 行政機関は、処分を書面で行う場合には、処分書中に示された者に対して不服申立てることができる旨、並びに不脚立てをすべき行政機関、及び不服申立てをすることができる期間を教示しなければならない。
 - b. 行政機関は、処分書中に直接に示された者ではないが当該処分に利害関係を有する者から要請がある場合には、そのような利害関係を有する者に対し、a. に示された情報を教示しなければならない。
 - c. 行政機関が a. 又は b. にいう教示をしなかった場合において、不服申立ての資格を有する者が、審査請求を所管する官庁 (審査庁) 以外の官庁に不服申立書を提出したときは、地処分を行った行政機関は右の不服申立書を審査庁に送付しなければならない。
- (3) 不服申立てがなされた場合には、審査庁は以下を行うことが求められる。
- a. 不服申立てが審査要件を満たしているか否かを審査し、要件を配している場合には、審査を開始する ;
 - b. 不服申立人及び代理人に対し、特に、書面による証拠提出及び口頭による弁論を行うことを認める ; 及び
 - c. 書面により決定及び決定の理由を示し、記名押印する。
- (4) さらに、行政事件訴訟法の下では、行政機関の違法な処分又は裁量権の濫用により、個人の具体的な権利や利益に侵害が生じた場合には、当該個人は裁判所に対して訴訟を提起し、司法上の審査を求めることができる。
- (5) 日本における保険分野に関しては、異議申立ては、行政不服審査法に従い、大蔵省に対して行わなければならない。異議申立てに関する大蔵省の決定の後に、異議申立人は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく「審査」又は「再審査」といった更なる行政手続を経ることなく、司法上の審査を求めるため裁判所に上記決定についての訴えを提起することができる。

(附属書 2)

政府企業

1. 住宅金融公庫
2. 年金福祉事業団
3. 住宅・都市整備公団
4. 沖縄振興開発金融公庫
5. 雇用促進事業団